

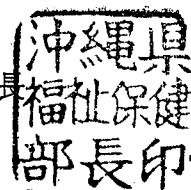


福青第1714号
平成15年1月23日

各私立保育所長
各市町村保育所主管課長
県福祉保健所長
県福祉保健企画課長
(監査指導班)

殿

沖縄県福祉保健部長



保育所における行事用車両の購入等について

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号 以下「児発第299号通知」という。）及び「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」（平成12年6月16日児保第21号 平成14年3月29日雇児保発第0329003号改正）により示されているところであるが、今般、保育所における登所バス以外の行事を目的とした車両の購入については、使用目的、使用度などを勘案して、備品等購入積立預金及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えないこととし、平成14年度分の運営費から適用することとしたので、下記の事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようお願いいたします。

なお、現在、社会福祉法人本部で所有している車両を保育所施設経理区分へ移管する場合、また車両のリース料を運営費から支出する場合についても、同様であることに留意願います。

記

- 1 使用目的について
行事を目的とした車両であること。
- 2 購入等に係る財源について
行事用車両の購入については、備品等購入積立預金及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。
また、行事用車両の維持費（車検料、保険料、自動車税、燃料費、修理費等）、リース料についても、運営費を充てることとして差し支えない。
なお、本通知に定める行事用車両の購入、維持費等の支出については、保育所運営費の弾力運用に該当するため、適正な施設運営が確保されていること等が前提であり、児発第299号通知及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号）その他関係通知に示された要件の適用があること。

3 安全確保について

行事を目的とした車両の使用に当たっては、安全確保の観点から、次の事項に留意すること。

- (1) 乗降者の確認及び車内の指導のため必ず保育士を乗車させること。
- (2) 運転手に対し、交通法規を遵守させること。
- (3) 車両運行簿により管理すること。
- (4) 車両には、一目して分かるよう、社会福祉法人名及び保育所名を明記すること。
- (5) 人身事故等に対して十分に対応できるよう対人賠償無制限の保険に加入すること。
- (6) その他事故防止については、十分配慮すること。

4 当期末支払資金残高の取り崩し協議について

当期末支払資金残高については、取り崩す額の合計額がその年度の取り崩しを必要とする施設に係る経理区分の経常収入計（予算額）の3%を超える場合には、事前に知事に協議をすること。

なお、このことについては、児発第299号通知及び「保育所等施設の増改築及び繰越金の取り崩し協議について」（平成13年12月6日福青第1772号沖縄県福祉保健部長通知）で通知済みである。